

「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」 を開設します。

新潟労働局(局長 奥村 伸人)では、「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を、労働局雇用環境・均等室に開設します。

新型コロナウイルス感染症の影響による労働関係等に関するご相談については、特別労働相談窓口をご利用ください。

1 開設期間・対応時間

令和2年2月14日から当面の間 8時30分～17時15分(土日・祝日を除く)

2 相談内容

- ・解雇、休業手当に関する相談
- ・雇用調整助成金に関する相談 等

3 相談窓口の住所・連絡先

新潟労働局雇用環境・均等室

新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館4階

Tel.025-288-3501